

## 自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 25 年 7 月 16 日  
 日本証券業協会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成 23 年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

この基本的考え方「4. 規則の見直し」において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

この間に協会員より寄せられた提案は、下記 5 件（協会員 4 社からの提案）であります。

今般、これらの提案を受けまして、下記のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめました。

### 記

#### ○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	売買審査基準について、各協会員においてより適切な抽出基準を設定することができるよう制度に柔軟性をもたせること。  <b>【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】</b>	●アローヘッドの導入や High Frequency Trade を行う顧客の増加等に伴い、現在の売買審査抽出基準に従うと、多くの不要な取引まで抽出してしまい、本来着目すべき取引を効果的に抽出することができないのが現状であり、より適切な抽出基準の設定が不可欠であると考える。このため、売買審査の対象となる顧客の抽出基準の一部の項目に関しては、協会員それぞれが定めた条件を満たす取引又は注文につき、各協会員独自の抽出基準を用いることを容認する形としてはどうか。なお、この場合には、協会員は独自の抽出基準およびその基準を採用した根拠を説明できなくてはならないことを要件とする。	⇒ 「売買管理等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	銘柄及び顧客抽出基準について、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるよう、条件の見直しを行うこと。  <b>【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】</b>	●業態や属性、また取引手法等を考慮して、より効果的かつ効率的な売買審査を行うため、現行の抽出基準を、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるものに改めてはどうか。	⇒
3	地場受け・地場出し規制について、地場受け	●地場受け規制については、平成 19 年に廃止提案を提出し、協会のワーキン	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキン

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	<p>にかかる規制を緩和すること。</p> <p><b>【協会の従業員に関する規則】</b></p>	<p>グ・グループにおいて議論いただいているが、「地場出しの防止は受注側の協会が適正に管理を行うことにより成り立っており、地場受け規制の廃止は制度を無力化してしまう」旨の意見が出され、結果として、「他の協会の従業員であることを知りながら受注」を禁止行為の対象としていたものを「他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において受注」と変更する改正にとどまった経緯がある。しかし、受注者による不注意（例えば、他の従業員により登録されていた情報の見落とし等）または連絡ミス等が原因で、他の協会の従業員からの注文を受けてしまった場合であっても、受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高い本規定は、その行為の質に対して厳しすぎると考える。従って、受注側の協会の従業員個人の行為を規定する同条第3項第5号は廃止することが妥当と考える。この場合、協会として地場受け防止策の整備を求める趣旨である協会の従業員に関する規則第7条第1項は維持することで、協会による適正な管理体制は維持されると考える。</p>	<p>グ・グループ」において検討し、結論を得る。</p>
4	<p>ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること。</p> <p><b>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</b></p>	<p>●ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引については、同様の義務が課せられている信用取引や有価証券関連デリバティブ取引等とは異なり、与信が生じず、決済も現物の受け渡しが行われる（差金決済が認められない）。また、新株予約権の買付にかかる最大損失は買付代金に限定され、投資額以上の損失が生じることはない。このように、ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引のリスク等を勘案すると、現行の規制は過剰なものといえ、取引開始基準の設定義務、確認書の徴求義務、節度ある運営義務は廃止するべきである。</p>	<p>⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討中。</p>
5	<p>大量推奨販売等に該当することを懸念して、「注目銘柄」等に関する表示を行なう場合は、原則として5銘柄</p>	<p>●規則において一律の数量基準（「5銘柄以上」）を設定されてしまうと、仮に合理的な基準で選定された「注目銘柄」等が5銘柄未満であった場合にも、当該規制を遵守するために、実際には「注</p>	<p>⇒ 「広告等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。</p>

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	<p>以上表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を容易に閲覧できるように表示するとされている規制を緩和すること。</p> <p><b>【広告等に関する指針】</b></p>	<p>目」してない（投資家に自信をもって推奨できない）銘柄が追加されるという事態を招きかねない。そうした事態は、かえって投資家の投資判断を妨げ、結果投資家保護に欠ける結果となってしまう。どのような根拠に基づいて抽出されたかが公表されていれば十分であると考えられる。そもそも、なぜ「5銘柄」でないといけないのか（「5銘柄」であればよいのか）という理由が不明である。</p>	

以上

## 資料 2

### 高齢者に対する勧誘・販売に関する対応について

平成 25 年 7 月 17 日

日本証券業協会

#### 1. 趣旨

少子高齢化が進み、金融資産の多くが高齢者に集中してきている。また、高齢者にとっても公的年金制度を補完するためなどの目的で資産運用は必要なものとなっている。

そのような中、高齢者に対する金融商品の勧誘・販売に関してのトラブル等も見られるところである。

本協会では、投資勧誘のあり方について適合性の原則を踏まえた自主規制規則を設け、さらに複雑な金融商品についての勧誘に係る規則などを設けているところであるが、高齢化社会に適切に対応していくにあたって、高齢者に対する勧誘・販売態勢等についての協会員の目線を合わせる趣旨から、勧誘開始から受注、約定、約定後のモニタリングまで、各段階における適正なプロセスを検討し、必要な自主規制のあり方について検討を行う。

#### 2. 検討ワーキング・グループ

「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」

(初回会合を 7 月 11 日、第 2 回会合を本日開催した。)

#### 3. 主な検討項目

- (1) 勧誘開始基準
- (2) 受注方法
- (3) 約定連絡
- (4) モニタリング態勢

#### 4. 検討時期

7 月から検討を開始しており、本年秋頃を目途に一定の結論を得る予定。

以上

# 資料 3

## 平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年6月度月次速報版）

平成25年7月16日

証券・金融商品あっせん相談センター

### 1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	504	549	472				1,525	508.3
取引制度に関する相談	191	185	191				567	189.0
勧誘に関する相談	88	75	70				233	77.7
売買取引に関する相談	95	156	119				370	123.3
事務処理に関する相談	74	68	49				191	63.7
その他の相談	56	65	43				164	54.7
苦 情	95	87	107				289	96.3
勧誘に関する苦情	36	29	33				98	32.7
売買取引に関する苦情	32	39	51				122	40.7
事務処理に関する苦情	21	13	16				50	16.7
その他の苦情	6	6	7				19	6.3
あっせん	23	20	9				52	17.3
勧誘に関する紛争	18	15	5				38	12.7
売買取引に関する紛争	4	4	4				12	4.0
事務処理に関する紛争	1	0	0				1	0.3
その他の紛争	0	1	0				1	0.3

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考 1】 24年度下半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	401	393	384	363	398	443	2,382	397.0
取引制度に関する相談	102	115	147	118	152	161	795	132.5
勧誘に関する相談	154	111	82	91	85	86	609	101.5
売買取引に関する相談	58	104	73	59	63	82	439	73.2
事務処理に関する相談	44	35	39	54	46	65	283	47.2
その他の相談	43	28	43	41	52	49	256	42.7
苦 情	72	77	74	74	60	62	419	69.8
勧誘に関する苦情	55	40	39	25	25	23	207	34.5
売買取引に関する苦情	9	27	26	30	19	21	132	22.0
事務処理に関する苦情	4	5	6	14	8	15	52	8.7
その他の苦情	4	5	3	5	8	3	28	4.7
あっせん	19	19	27	18	13	11	107	17.8
勧誘に関する紛争	14	18	22	13	11	7	85	14.2
売買取引に関する紛争	4	1	4	5	1	3	18	3.0
事務処理に関する紛争	1	0	1	0	1	1	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(25年6月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	6月度 合計
相 談	217	75	110	18	1	0	51	472
取引制度に関する相談	101	26	32	2	0	0	30	191
勧誘に関する相談	16	18	34	1	1	0	0	70
売買取引に関する相談	58	22	28	11	0	0	0	119
事務処理に関する相談	27	3	6	1	0	0	12	49
その他の相談	15	6	10	3	0	0	9	43
苦 情	57	15	25	5	2	2	1	107
勧誘に関する苦情	7	11	11	1	1	2	0	33
売買取引に関する苦情	36	3	8	3	1	0	0	51
事務処理に関する苦情	10	1	3	1	0	0	1	16
その他の苦情	4	0	3	0	0	0	0	7
あっせん	2	3	4	0	0	0	0	9
勧誘に関する紛争	0	3	2	0	0	0	0	5
売買取引に関する紛争	2	0	2	0	0	0	0	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年6月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	770	207	320	48	3	1	176	1,525
取引制度に関する相談	294	72	105	10	0	0	86	567
勧誘に関する相談	60	64	102	2	1	1	3	233
売買取引に関する相談	225	40	69	28	2	0	6	370
事務処理に関する相談	121	12	17	3	0	0	38	191
その他の相談	70	19	27	5	0	0	43	164
苦 情	151	48	65	14	2	3	6	289
勧誘に関する苦情	25	36	32	1	1	3	0	98
売買取引に関する苦情	84	8	19	10	1	0	0	122
事務処理に関する苦情	33	3	8	3	0	0	3	50
その他の苦情	9	1	6	0	0	0	3	19
あっせん	13	19	14	0	0	6	0	52
勧誘に関する紛争	6	17	9	0	0	6	0	38
売買取引に関する紛争	7	1	4	0	0	0	0	12
事務処理に関する紛争	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	0	1

### 3. 男女別処理状況(25年6月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	6月度 合計
相 談	257	198	17	472
取引制度に関する相談	112	67	12	191
勧誘に関する相談	35	34	1	70
売買取引に関する相談	66	50	3	119
事務処理に関する相談	26	22	1	49
その他の相談	18	25	0	43
苦 情	67	36	4	107
勧誘に関する苦情	10	20	3	33
売買取引に関する苦情	38	12	1	51
事務処理に関する苦情	13	3	0	16
その他の苦情	6	1	0	7
あっせん	6	3	0	9
勧誘に関する紛争	2	3	0	5
売買取引に関する紛争	4	0	0	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考】平成25年度(平成25年4月～25年6月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	884	582	59	1,525
取引制度に関する相談	337	202	28	567
勧誘に関する相談	116	109	8	233
売買取引に関する相談	220	136	14	370
事務処理に関する相談	115	69	7	191
その他の相談	96	66	2	164
苦 情	176	105	8	289
勧誘に関する苦情	38	55	5	98
売買取引に関する苦情	88	33	1	122
事務処理に関する苦情	39	10	1	50
その他の苦情	11	7	1	19
あっせん	25	19	8	52
勧誘に関する紛争	15	15	8	38
売買取引に関する紛争	9	3	0	12
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	1	0	0	1

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年6月）について

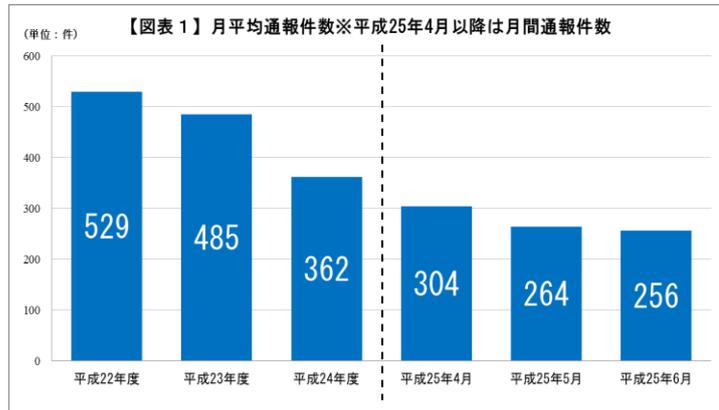
平成25年7月16日  
日本証券業協会

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成25年6月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

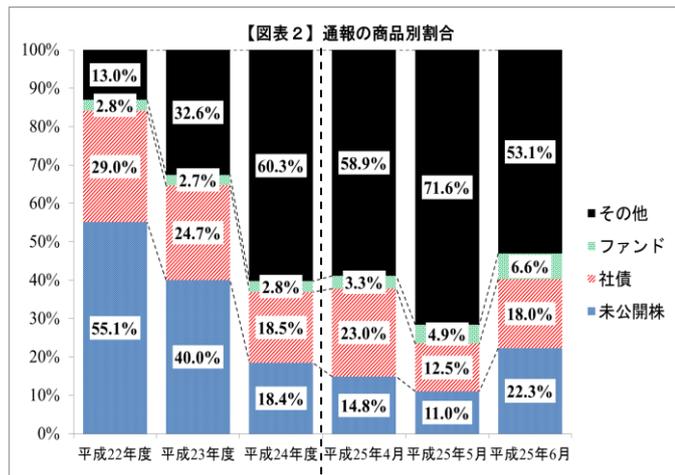
右の【図表1】のとおり、平成25年6月中に受理した全通報件数は256件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。



また、この全通報件数を同月中に業務を行った20営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約13件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

右の【図表2】のとおり、平成25年6月中においては、「その他」に分類される通報が136件（53.1%）ともっとも多く、以下、「未公開株」が57件（22.3%）、「社債」が46件（18.0%）、「ファンド」が17件（6.6%）と続いています。



「その他」に分類される通報の多くは、未公開株等を持っている人にその換金に応じるとして手数料の支払や代わりに有価証券等の購入を要求するものですが、最近では、公的な機関を装って未公開株等の保有状況を聞き出したうえで、後日、仲介業者として未公開株等の買取や被害回復の話を持ち掛けるケースが増えています。通常、公的機関が個人の方の未公開株等の保有状況を個別に調査することは行っていないので、そのような電話があった場合には、公的機関を装った業者からの電話であることに注意するようにしてください。

### (3) 被害の金額

平成25年6月中に受理した全通報件数256件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは46件(18.0%)でした。

これらの被害の金額は、合計で約4億6,000万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約1,000万円でした。

このうち、最大の被害金額は、仲介業者を名乗る者から、未公開会社の社債及び金融商品を複数回に亘って購入したという通報で、合計7,500万円でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

### (4) 勧誘・詐取の手段

平成25年6月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近は無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

### (5) 通報者の属性

平成25年6月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、60歳以上が約90%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話:0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談することが重要です。

## 2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口による被害の通報が相次いでいます。

(1)

- 仲介業者を名乗る者（ここでは簡単に「業者」とします。）から送られてきたハガキに、「あなたが未公開株を保有するA社が他の未公開会社と合併し、社名をB社に変更した。この合併に伴い、A社発行の未公開株は無効となるため、今月中にB社発行の未公開株に交換する手続きが必要となる。交換の詳しい手続きについては、B社に確認するとよい」と記載されていた。
- そこで、B社に連絡を入れたところ、「A社発行の未公開株をB社発行の未公開株に交換するためには、10万円の交換手数料を支払うか、新たにB社の発行する社債を100万円分購入する必要がある」と言われた。
- 社債の購入代金100万円をすぐに捻出することが難しかったため、交換手数料として、B社に10万円を支払った。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

本件は、既にA社の未公開株を保有している方に対してA社の合併に関するハガキが送られていることから、二次被害型の一類型であると言えます。

上の事例は、「合併により、所定の手続きを踏まなければ保有している未公開株が無効になる」と告げられ、半ば強制的に金銭の支払いを求められたことによって、金額の小さい交換手数料の支払いに追い込まれてしまう手口となっています。

しかし、一般的に、会社の合併により社名が変更される場合であっても、株券の交換に関する手数料を株主が支払うことはありませんし、会社が手数料の支払の代わりに社債の購入を求めることもありえません。

上の事例も、ちょっと考えれば「おかしい話だ」と気付くと思いますが、時間を制限されて「持っている未公開株が無価値になる」という話を持ち掛けられると、冷静な判断を下すことができなくなってしまうようです。

もしもお持ちの未公開株等にこのような話を持ち掛けられた場合には、言われるままに金銭を支払ってしまうのではなく、なぜそのようなお金を支払わなければならないのか疑問を持ち、慎重に対応することが重要です。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や送られてきたハガキ等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

2 ページ目の 1.(4)において紹介しておりますとおり、最近では、無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースとともに、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが増加してきています。

こういった手段について、たとえば、警察庁、国民生活センターから、以下のように注意喚起がなされています。

○ 警察庁

「『振り込ませない』受取型の振り込め詐欺急増中！」

URL: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/main.html>

「その宛先は大丈夫ですか？」(実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所)

URL: [http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome\\_jyusyo.pdf](http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf)

○ 独立行政法人 国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」

URL: [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html)

どのような手段であれ、無登録業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に難しいのが現実です。

「品名を偽って送れ」など、無登録業者からの指示に従って現金を送ってしまうことのないよう、くれぐれもご注意ください。

※現金は、現金書留郵便以外の方法で送ることはできません。

### 3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、ホームページ上での情報提供、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

平成24年9月には、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、東京・丸の内におけるPRイベント、各都道府県の主要都市の街頭における注意喚起活動、主要新聞への広告掲載等を集中的に行いました。<sup>1</sup>このキャンペーンは、各都道府県警察や財務局等関係行政機関との連携を図るとともに、未公開株通報専用コールセンターへの通報のうち証券会社と取引のある方々からのものが5割近くに上ることを踏まえ、日本証券業協会の協会員である金融商品取引業者（証券会社）や登録金融機関と協力して、展開いたしました。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>）や日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>）において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手に行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者<sup>2</sup>や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> [http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/campaign.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/campaign.html)

なお、日本証券業協会のこの取組みに対し、平成25年4月11日、特殊詐欺対策推進に多大な貢献をしたとして、警察庁から感謝状が授与されました。

<sup>2</sup> 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

<sup>3</sup> 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf)

#### 4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書<sup>4</sup>では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年3月までの3年間に約1万6千5百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

- この文書に関するお問い合わせ先  
日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

<sup>4</sup> <http://www.jsda.or.jp/shiryu/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

## N I S Aの推進に向けた取組み状況について（中間報告）④

平成 25 年 7 月 16 日

日本証券業協会

N I S A（少額投資非課税制度）の推進に向けた取組み状況について、次のとおりご報告いたします（下線部追加）。

### 1. N I S Aの制度概要・口座開設手続き

- ① 3月18日から4月5日までの間、全国8会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、説明会「平成25年度税制改正大綱の概要～日本版I S Aを中心に～」を開催した。
- ② 5月14日から28日までの間、東京・大阪会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、「N I S A口座の開設手続きにおけるe-Tax利用の説明会」を開催した。
- ③ 6月6日、N I S A口座開設届出書等の口座開設に関する書類（参考様式）を作成、会員へ通知を行った。

### 2. 会員等によるN I S Aを利用した取引の適切な勧誘・販売

- ① 3月28日、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において、「日本版I S Aの円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」を取りまとめ、対応、働きかけを行っている。

#### 【主な提言内容】

- イ. 証券会社及び登録金融機関は、N I S Aのわかりやすい説明とともに、個人にわかりやすい金融商品ラインナップの提供、その属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な投資勧誘が期待される。
  - ロ. 投資信託委託会社は、個人の資産形成ニーズに則した新しい金融商品の開発が期待される。
  - ハ. 投資信託委託会社は、幅広い証券会社に対し、数多くの金融商品ラインナップの提供が可能となるような対応が望まれる。
- ② 上記提言を受け、投資信託協会において、「N I S Aに係る提言への対応について検討する作業部会」が設置された。6月7日、報告書「少額投資非課税制度（N I S A）の普及・拡大に向けた投資信託商品の提供について」が取りまとめられた。

- ③ 6月6日、「NISA推進・連絡協議会」において、NISAを利用した取引の適切な勧誘、販売が行われるよう、勧誘、販売に当たっての留意事項を取りまとめ、証券会社や銀行などの金融機関に周知徹底を図った。

【留意事項】

- イ. 複数の金融機関等でNISA口座は開設できない（一人1口座）。
- ロ. 金融機関等は、自社で取り扱う金融商品の種類・ラインアップについて、投資者に十分説明すること。
- ハ. NISA口座と特定口座・一般口座との損益通算はできない。
- ニ. NISA口座で売却した場合、当該売却代金相当額を再度非課税枠として利用できない。
- ホ. 上場株式等の配当金等が非課税となるには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。
- ④ 金融庁では、証券会社及び登録金融機関においてNISAを利用した取引の適切な勧誘・販売に向け、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正することとし、6月24日から7月24日までパブリック・コメントを実施。
- ⑤ 6月25日、「NISA推進・連絡協議会」において、「NISA口座開設申請後に顧客から取消しの申出があった際の対応について」を取りまとめ、証券会社や銀行などの金融機関に周知徹底を図った。

3. 広報活動

- ① 3月28日、理事会において「日本版ISA広報計画」が取りまとめられ、広報活動の基本的な考え方、具体的な取組み、実施方法が定められ、広報活動に必要な予算措置（5億円）が講じられた。
- ② 4月10日、本協会ウェブサイトにて、『NISA（少額投資非課税制度）』特設サイトを開設した。
- ③ 4月11日、「NISA推進ワーキング・グループ」において、効果的・効率的な広報活動を実施するための広告代理店を選定した。
- ④ 「NISA推進・連絡協議会」において、4月1日から4月19日までの間、「少額投資非課税制度」の業界横断的な「愛称」の公募を行い、4月30日、愛称を「NISA（ニーサ）」に決定し、発表した。

- ⑤ 5月13日、「N I S A 推進ワーキング・グループ」において、具体的な広報活動の内容、実施時期等の検討を行い、この6月から7月までの広報活動を取りまとめ実施するとともに、6月3日からは、「N I S A 相談コールセンター」を開設した（別紙1～3）。

#### 4. N I S A 推進体制の整備

- ① 3月12日、N I S A の推進に向けた取組みを進めるため、証券戦略会議の下に、「N I S A 推進ワーキング・グループ」を設置した。
- ② 3月8日、本協会事務局に、「N I S A 推進プロジェクトチーム」を設置した。

以 上



## N I S A の普及・促進に向けた広報活動について

平成 25 年 7 月 16 日

日本証券業協会

次のとおり、6月から7月まで、女優 剛力彩芽さんをイメージキャラクターとして広報活動を実施した。

### 1. リーフレット、ポスター等

- (1) 使用期間 平成 25 年 6 月 24 日 (月) ~ (1 年間)
- (2) リーフレットポスター等
  - ① リーフレット (A 4 両面)
  - ② パンフレット (A 5・8 ページ)
  - ③ ポスター (B 2)
  - ④ 店頭パネル (等身大カットアウト)
  - ⑤ ドアステッカー (300 mm×300 mm)
  - ⑥ セミナーDVD (約 5 分間の N I S A の解説動画)

### 2. TVCM

- (1) 放映日 6 月 28 日 (金) ~ 7 月 14 日 (日)
- (2) 放送局 全国 47 都道府県の主要放送局 63 局

### 3. 新聞広告

- (1) 掲載日 6 月 28 日 (金)、29 日 (土)
- (2) 掲載紙 全国紙 3 紙 (読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞) 及び地方紙 49 紙

### 4. 本協会ウェブサイト、SNS 等

- (1) 「N I S A 特設サイト」の更新  
6 月 28 日 (金)、本協会ウェブサイト「N I S A 特設サイト」を更新した。
- (2) SNS 等による情報発信

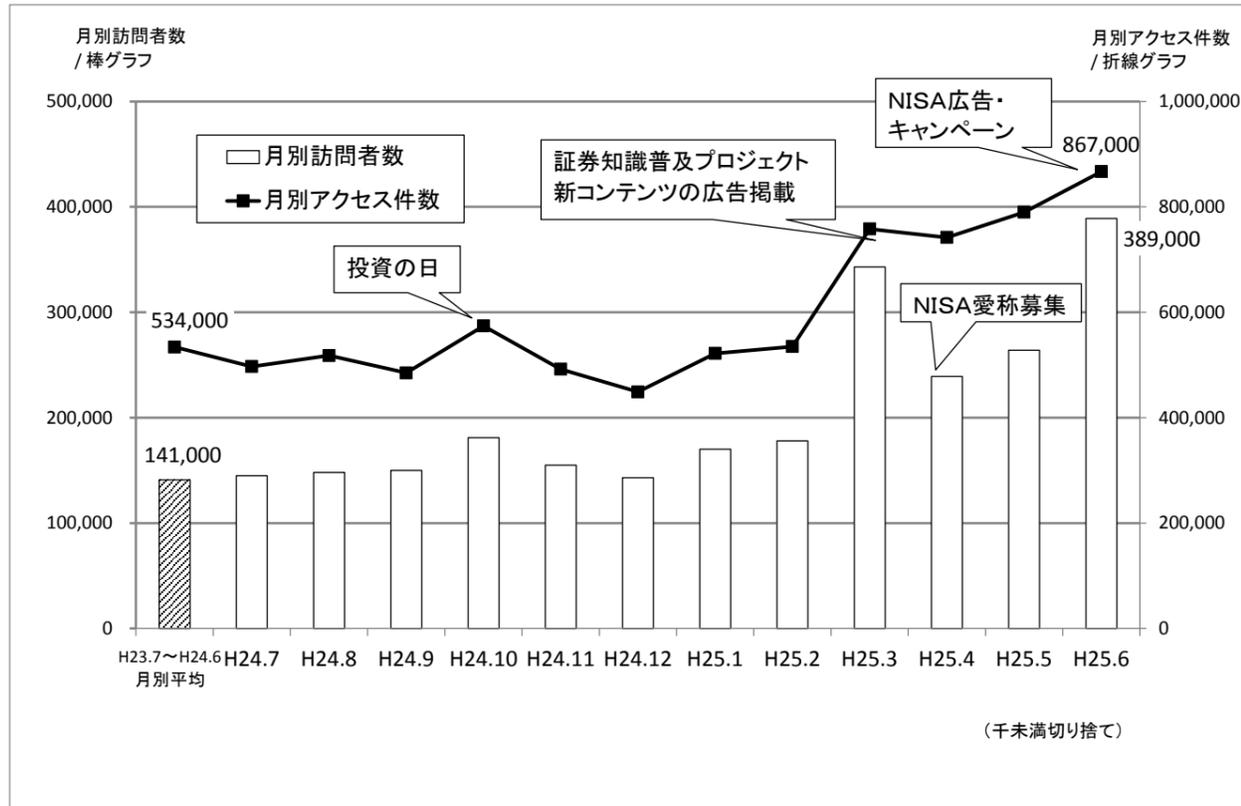
### 5. 「N I S A で投資家デビューキャンペーン」(懸賞応募キャンペーン)

- (1) 実施期間 6 月 28 日 (金) ~ 7 月 31 日 (水)
  - (2) 実施内容 本協会ウェブサイトで、N I S A の基本的な仕組みに関するクイズ 5 問に答えていただいた方の中から、抽選で 123 名の方 (総額 213 万円) にギフトカードをプレゼント
- 以 上

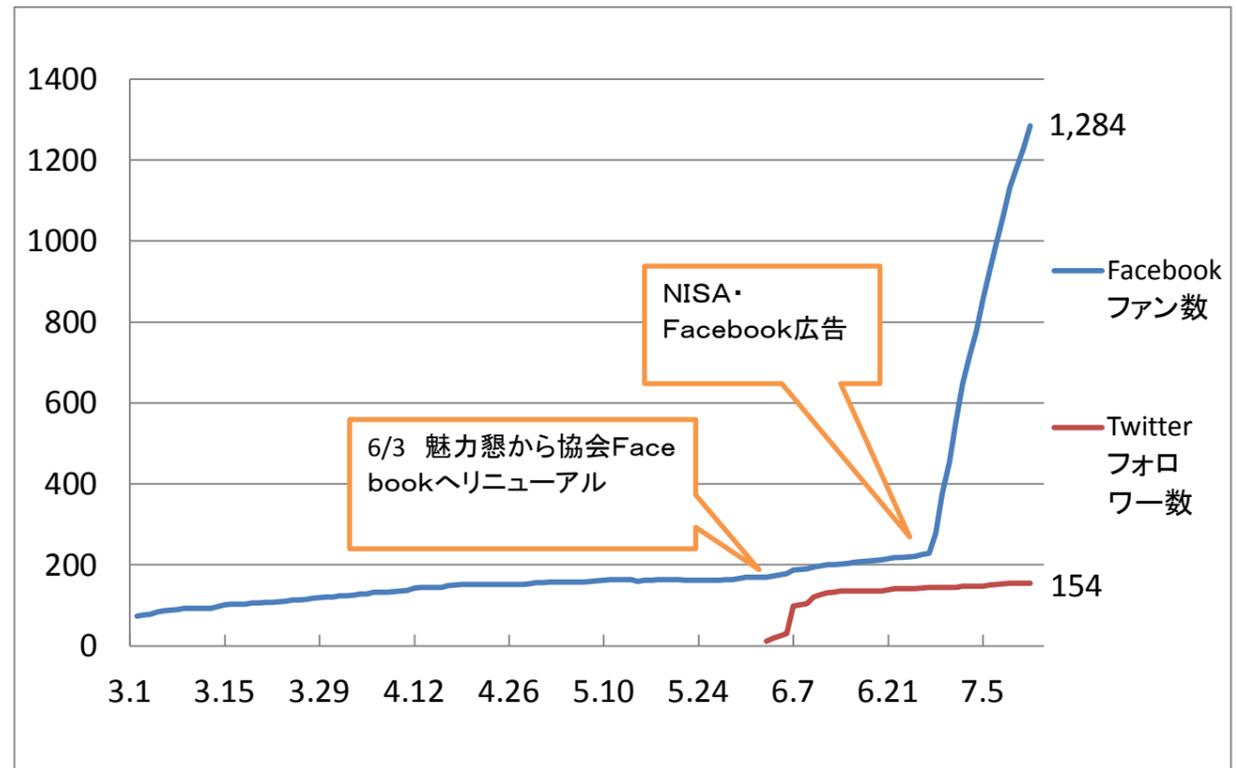
NISAキャンペーン広報活動状況について

平成 25 年 7 月 16 日  
日本証券業協会

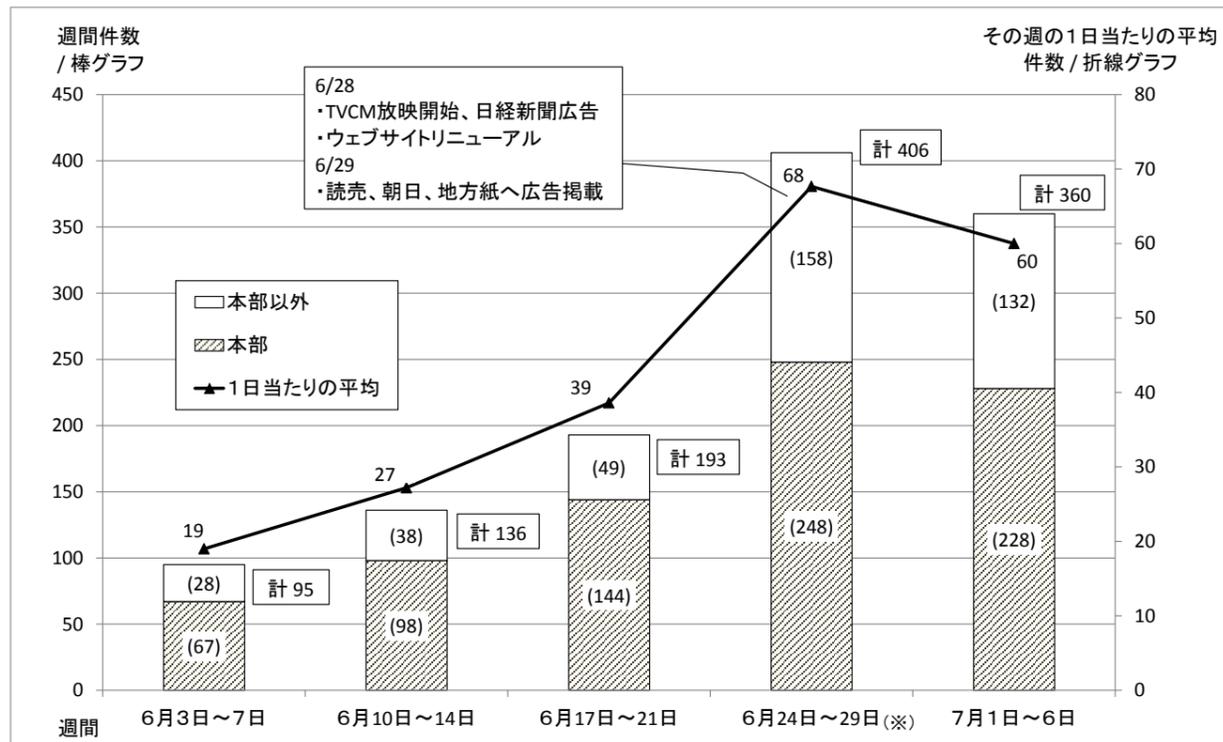
1. ウェブサイト月別訪問者数・アクセス件数 (H24. 7~H25. 6)



2. Facebook ページのファン数 (H25. 3. 2~H25. 7. 12)、Twitter のフォロワー数 (H25. 6. 3~H25. 7. 12)



3-1 NISA相談コールセンター受付状況について



(※) 6月24日から平日の相談時間を延長(平日9時~19時)。6月29日から土曜日相談受付。

3-2 NISA相談コールセンター 主な質問・相談内容

- ・ N I S A口座の開設は、一人1口座か。
  - ・ N I S A口座では、1年間で100万円までしか買えないのか。
  - ・ 年間投資額100万、最大500万円がよくわからない。
  - ・ N I S A口座では、何が買えるのか。
  - ・ どの投資信託が、N I S Aの対象の株式投資信託か。
  - ・ 現在保有している銘柄は、N I S A口座へ移せないのか。
  - ・ 非課税期間5年間が終わったら、どうなるのか。証券会社から案内があるのか。
  - ・ 非課税期間5年、口座開設可能期間10年がよく分からない。
  - ・ 株式数比例配分方式とは何か。
  - ・ 住民票の写しがどうして必要なのか。運転免許証のコピーではダメか。
  - ・ 住民票の写しは、本籍情報が必要か。家族全員の分が必要か。
- ※ 市役所の窓口担当者からN I S Aの口座開設手続きについて質問がある。

4. N I S Aで投資家デビューキャンペーン応募状況  
11,332件 (7月12日現在)